

国 官 技 第 283 号

平成18年3月31日

各地方整備局長
北海道開発局長 } あて

国土交通省大臣官房技術審議官

土木工事技術検査基準について

標記について、「地方整備局土木工事技術検査基準(案)」を別添のとおり策定したので、遺憾なきよう実施されたい。

地方整備局土木工事技術検査基準（案）

（目 的）

第1条 本技術基準は、「地方整備局事技術検査要領(平成18年3月31日国官技第282号)」(以下、「技術検査要領」という。)の技術的な事項を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（技術検査の内容）

第2条 技術検査は、当該工事を対象として、実地において行うものとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握するものとする。

（技術検査の種類）

第3条 技術検査は、工事の施工期間中（以下、「中間技術検査」という。）及び完成時（以下、「完成技術検査」という）において実施するものとする。

（中間技術検査）

第4条 中間技術検査は、当初契約金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事、或いは局長又は分任官工事にあつては事務所長が必要と認めた工事を対象として実施する。ただし、単純工事（維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しない。

- 2 中間技術検査の実施は、完成、既済（完済を含む）部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。
- 3 実施回数は、原則2回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。なお、既済部分検査を兼ねることができるものとする。
- 4 実施時期は、監督職員が、工事の実施状況、出来形、品質及び出来映えの技術的評価を適切に実施できる施工段階を選定し、本官契約工事は総括監督員が局長に、分任官契約工事にあつては主任監督員が当該事務所長に申請するものとする。
- 5 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済（完済を含む）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。
- 6 局長又は事務所長は、4号により申請された場合は、請負者に対して中間技術検査を実施する旨及び技術検査官、検査日等必要な事項を事前に通知するものとする。
- 7 中間技術検査の対象工事は特記仕様書で指定するものとする。

(完成技術検査)

第5条 完成技術検査は、当該工事の完成時に行うものとする。なお、当該工事の工事目的物の供用後の性能等が設計図書で規定された工事にあつては、予め定められた評価時期、評価項目、評価基準等により工事完成後に技術検査（以下「完成後技術検査」という。）を実施するものとする。

(工事実施状況の技術検査)

第6条 工事実施状況の技術検査は、工事の施工状況、施工体制等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来形の技術検査)

第7条 出来形の技術検査は、出来形の精度及び出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(品質の技術検査)

第8条 品質の技術検査は、品質及び品質管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来ばえの技術検査)

第9条 出来ばえの技術検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について技術的な評価を行う。